

人権社会学としての『〈当事者宣言〉の社会学』

檜田美雄

神戸市看護大学

kashida.yoshio@nifty.ne.jp

"The Sociology of the Declaration by the Person Concerned" As the Sociology of Human Rights

KASHIDA Yoshio

Kobe City College of Nursing

Key Words: Human rights, Sociology, the Declaration by the Person Concerned

要旨

檜田・小川編『〈当事者宣言〉の社会学』は、たくさんの「当事者」の「宣言」を扱っているが、だからといって、ただの事例集ではない。まず、「当事者」の「宣言」を社会的に扱うことで、“障害者”や“病者”が置かれた現代社会の状況を端的に表している。ついで、その「宣言」の多くが形成途上の「権利」に関わっていることから、この書を「人権社会学」の書として理解することもできよう。「人権社会学」の書として理解したときに、どのような認識利得があるかについて素描した。

1 前史：『〈当事者宣言〉の社会学』シンポジウム（2014）までの状況

「当事者」が奇妙な「宣言」を増えているようだった。2014年11月に日本社会学会神戸大学大会で『〈当事者宣言〉の社会学』というシンポジウムを開催したが、その企画書を2013年秋に日本社会学会の研究活動委員会に提出した時点での「気付き」は、「不思議な宣言が増えているので、社会的な整理や解明が必要ではないか」というものだった。

では、当時、どのような不思議な「宣言」がでていたのか。

たとえば、広瀬浩二郎の「触常者宣言」（2009）は、触るのが常な「触常者」を称揚する宣言であった。そして、「見常者（発音の同じ健常者のことでもある）」との対比では、「触常者」は「視覚障害者」のことを指すと理解された。しかし、この枠組だけなら、単なる「障害者の地位向上を訴える宣言」ということになりそうなのだが、そのような安易な分析をはねつける仕組みが、当該「宣言」内には組み込まれていた。つまり、「触常者」は、現在は「視覚障害者」のことだが、その一方で、誰もが本来的には「触常

者」であり得るという主張が「宣言」中には仕込まれていたのである。そして、21世紀により適合的なのは「触常者」の方である、という「主張」を置くことで、それは「未来人間宣言」にもなっていた。

また、たとえば、高森明の「アブノーマライゼーション宣言」(2008)は、「アブノーマライゼーション」という「新概念」を提出し、議論の土俵を準備する。そして、「アブノーマライゼーションは人間らしさの実現およびその前提に支えられている諸理念を擁護するのではなく、むしろ疑い、批判的に検討し、場合によっては別の選択肢を提示することを目的とした議論の土俵である」と「宣言」する。そのあとで「人間らしさの実現」を、求めるべき共有の基盤としないことからスタートするのなら、どのような議論が可能かつ必要となるかを、丁寧に考えていく。そうすると、「当事者に既存の社会の枠組みへの参加を求め、それ以外に道はないと語る共生と社会参加を拒絶する」という地点にたどり着く。そして、そのような拒絶ができる「障害者」(高森明の別の著書の内容から考えれば発達障害者のことであろうか)には、新しい人類としての可能性があるという主張がそえられているため、こちらも、やはり「未来人間宣言」としての色彩を帯びていた。

もちろん、木村晴美と市田泰弘による「ろう文化宣言」(1995→1996)のインパクトは社会学にもおよんでいたもので、「当事者」が新しく多様な「宣言」を出すことそれ自体に違和感はなかった。しかし、何かが違うようだった。ちょっと前にはあり得なかったような自由で多様な宣言があちらこちらから出されてきているように感じられたのである。今から振り返ってみるならば、その「宣言」の「新しさ」の中には、「言語操作」および「カテゴリー操作」の面での「新しさ」があったと分析できるだろう。具体的には、「レトリカル」で「言語操作」的な「宣言」や、実際には存在していないかもしれない「カテゴリー」を設定して、当該カテゴリーの代弁者として発せられている「カテゴリー操作」的な「宣言」が出されていた。そのような諸「宣言」に伴う「ワクワク感」に牽引されて、我々は「シンポジウム」を開催し、そこで、さらに多様な宣言(たとえば、後述の「わたしのフクシ。」における「見えない障害バッジ」など)の形や実践に出会うことになった。

2 難問との出会い：『〈当事者宣言〉の社会学』の社会的価値の探索

日本社会学会のシンポジウムでは、5登壇者¹⁾から重要な提案や問題提起を多数頂戴した。また、聴衆は、200名超収容のホールがほぼ埋まるほど集まって下さった。明らかに社会的に有意義な現象として「当事者宣言」が存在しているという確信を我々は持つこととなった。そこで、このシンポジウムを共同司会した小川伸彦先生と二人で共同編者になって、シンポジウム企画を膨らませて「本作り」に進むこととなった。その結果が『〈当事者宣言〉の社会学——言葉とカテゴリー』(檜田・小川編 2021)である。全11章で342頁、結構厚い本になった。

けれども、印刷を終えて、取り次ぎから書店への配送待ちになった時点で、いったいこの本の価値をどのように社会に訴えて行くべきか、という課題に直面した。

本作りのコンセプトがなかったわけではない。社会学の世界の中でのこの本の戦略性と位置づけについては、十分な議論を積み上げたつもりだ。「当事者」を「社会意識論」の用語と考え、「宣言」を「言語行為論」の用語と考えるのならば、この2つの用語と学問を重ね合わせたところに、どちらでもない、とつても社会学っぽい議論の領野が成立する、というのが企画に当たっての基本的な発想だった。つまりは、社会意識論単独ではあきらかにできず、言語行為論単独でも明らかにできない、そういう探究対象の面白い状況を「当事者宣言」という領野で発見していくことができるだろう、という見通しはあった。その際、 n 個の「当事者宣言」を、相互に影響を与えつつも多種で多様な現象ととらえようと考えた。「くくり」的感觉である²⁾。つまり、一つの集合の要素(メンバー)とは考えないで置こう、という抑制的アプローチである。そうやって、「くくられた現象群」を緩やかなまとまりとして論じるのがおもしろそうだった。これが、社会学の世界の中での本書の位置づけとなる。

けれども、このような社会学世界内での「合理的説明」は、「社会学世界」を離れた、より広い言論空間／思考空間の中では、どのような意味を持つのだろうか、そこが分からなかった。そこに、本書の課題があったのである。

市販される本を公刊するということは、一般読書人に対しての書物の意味を幅広く考えていくことなのではないか、と考えられた。そこを怠ったままでは、公刊事業をまっとうに行ったとは言えないのではないかと、とも思われたのである。

3 第1回目の回答：Amazonの本の販売サイトでの宣伝文

では、(社会学研究者とは限らない)一般読書人に『〈当事者宣言〉の社会学』を読んでもらうためには、いったい、どのような大義名分を立て、それに合わせた「キャッチ・フレーズ」群を創造していったらよいのだろうか。我々が、書籍販売大手のAmazon社に対して提出した宣伝文が、課題への「第1回目の回答」になるだろう。

わたしたちはいかにして当事者となるのか。『私は**です』というカミングアウトだけが当事者性の表明ではない。練られた言語表現による宣言を発することで名乗りを上げることもでき、逆に、ある種の行為や存在自体が非言語的な宣言とみなしうる場合もある。さらには、新規性のある宣言によって新たな可能性を孕んだ当事者が創造されたり、非当事者性が炙り出されることもある。つまり、当事者は宣言を生み出し、宣言は当事者を生み出すのである。触常者宣言／障害者スポーツ／青い芝の会／吃音者宣言 障害ソーシャルワーク／アブノーマライゼーション宣言 ユニークフェイス／ゲイ・スタディーズ／だめ連宣言／人権宣言／男性非暴力宣言／未来主義宣

言／認知症の人…… 本書は、上記のような宣言や行為・存在に注目することで、人間をめぐる言葉とカテゴリーのダイナミズムに迫る社会学を誕生させるものである。

(樫田・小川 2021, Amazon 上での当該書の解説の文章, 下線部は本稿筆者)

ここでは、「社会学研究者向けの価値」と「一般読書人向けの価値」が、明確には区別されていない。区別しようにも、そのような区別をして宣伝戦略を立てるまでの準備ができていなかった。したがって、一般読書人向けの価値の源泉は「社会学研究者向けの価値」からの派生物として提供されることになる。たしかに、気を付けて社会学の専門用語は使わないようにされているが、下線部を見る限り、主張されている「本書の価値」の中核は「社会学研究者向けの価値」由来のものである。

しかしそれでも、このような「一般読書人向けの宣伝戦略」に価値がないわけではない。なぜなら、本書で扱われている現象（当事者宣言）は、実社会での動きが活発化している現象であり、かつ、近年その社会への影響が増している現象だからだ。そして、そのような「社会的に注目すべき特異的現象」についての社会的分析は、とうぜん、社会一般の読書人の問題関心にも答える質を持ったものであり得るだろうからである。

では、その戦略はどのくらい成功して、どのくらい失敗しているのだろうか。強調されている発見はどのように、社会一般の関心に答える質を持ったものになっているのだろうか。

丁寧に読み込めば、この Amazon での宣伝文で強調されている重要ポイントは2つあるといえるだろう（読者の便宜のため上の引用では、当該部分に下線を引いておいた）。

第1の強調ポイントは、「当事者は宣言を生み出し、宣言は当事者を生み出す」という部分である。これは、フレーズの後半に注目するのなら、次のような現代的、運動論的、常識破壊的意義をもった言明である。つまり、「当事者宣言」という現象があるからといって、そこに最初から「当事者」としての「主体」があるとは限らない、という主張をもった言明である。社会的にいうならば、「まず主体があつてから、行為がなされる」という主体論的常識を破壊するものに、この言明はなっている。それは同時に、この本が、「主体を生み出すことから始める、新しい社会運動の手段として〈当事者宣言〉が使われている」という主張を書いているかもしれない本だ、という宣伝になるだろう。ここまでは、社会学の領域の議論といえるだろうが、この社会学の議論に関する示唆は、一般読書人にも、魅力的にみえるのではないだろうか。まず、それは「社会運動の手段として、近年〈当事者宣言〉が活用されるようになってきている」という現代社会読解を可能にする可能性があるが、この言明は、もし一般読書人が、「最近、主体性がはっきりしない、へんな当事者宣言が増えているなあ。いったいこれは、なぜなんだろう」という一般的な疑問を持っていたとするのなら、そのような一般的な疑問への回答がこの本に書かれていると読める言明であり、「社会現象における謎の解明」という「一般読者の期待」に答え

る質を本書が持っていることを示唆するポイント提示になっている、ということができるだろう。

第1の強調ポイントについてまとめよう。このフレーズは、当事者と宣言の関係性に関して従来知られていたメカニズムとはちがって、「主体」と「宣言」の順序が逆の場合もあること、すなわち、「宣言」という「当事者カテゴリーを可能にする活動」が先行する場合もあることを示唆したフレーズとして読める。そして、そのような読みが「一般読書人」に提供する「価値」としては、「現代社会の解明」という「価値」である可能性がある、ということになるだろう。

さて、上述の Amazon の宣伝文における第2の強調ポイントは、「人間をめぐる言葉とカテゴリーのダイナミズム」である。これは、一体どのようなことを主張していて、かつ、それはどのように「社会学的発見」であるとうじに「一般読書人にも資する発見」となっているのだろうか。順を追って確認していこう。

我々は、このフレーズを、「主体主義の乗り越え」に関わったフレーズとしてここに置いている。

たとえば、国民国家を世界秩序の主要なプレーヤーとして、唯一の主権のある存在としてしまう国民国家中心主義が、結局のところ弱小国の権利を侵害する国際秩序を、その秩序によって不利益を受けている国民国家自身が維持するような形で機能してしまっているのと同様に、権利の「主体」を確立していく方向での社会運動は、主体になるまえの曖昧な存在に関する差別の容認に加担してしまったり、弱小な主体に対する抑圧的な社会体制を創っていく方向に加担するものになってしまったりする、という問題を抱えているだろう。それに対し、現代社会で増えつつある“「主体」を確立しない系の〈当事者宣言〉”には、そのような「主体主義の桎梏」を乗り越える側面もある、ということができるだろう。

『〈当事者宣言〉の社会学』中には、さまざまな“「主体」を確立しない系の〈当事者宣言〉”が登場してくるが、たとえば、3章ででてくる「見えない障害バッジ」は、そのなかでも興味深い。この「見えない障害バッジ」とはどのような人のための障害バッジなのだろうか。以下がその回答である。

「難病、内部疾患、発達障害など、社会で認知されず、福祉政策でも『制度の谷間』に落ち込み、サポートが受けにくい『目に見えない』障がい、困難、痛みをもつ人」のための「見えない障害バッジ」

(杉野 2021: 62)

そして、このバッジには以下の特徴があるのだという（なお、このバッジの普及活動を支援するためのサイトの名称が「わたしのフクシ。」である）。

[バッジには]「当事者用」と「啓発用」の2種類があるが、バッジそのものが小さいのでよくよく注意しないと両者の区別は困難である。つまり、「わたしのフクシ」の主張は、「見えない障害」という曖昧で新しい障害カテゴリーを創設しながら、同時に健常者と障害者との境界をも曖昧にさせていく。

(杉野 2021: 63, []内は本稿筆者)

これは、「当事者宣言」の「非当事者宣言用法」ともいうべき戦略である。我々は、Amazon 向けの宣伝文の第1の強調点として、さきに「当事者宣言」を位置づけた。すなわち、「主体があって、宣言をする」というのとは逆の事態として「宣言したから主体が生まれる」という事態もあるのだということ、それを「当事者宣言」に関する重要な発見として定位した。けれども、上述の第2の強調点に関わる「見えない障害バッジ」の例では、「宣言したのに主体がはっきりしない」「はっきりしないことこそ、誰もが主体でありうるというメッセージになっている」という議論になっているのである。つまり、「人間をめぐる言葉とカテゴリーのダイナミズム」という第2の強調点の中には、もちろん、第1の強調点のような事例も含まれるのだろうが、それだけではなく、予想を裏切って、「宣言」が「宣言の主体の不可視性」や「宣言の主体の特徴のなさ」や「宣言の主体の誰でも性」をあらわすこともあるのである。これは、「当事者宣言」の「非当事者宣言用法」である。なぜなら、「当事者宣言」をしたのに、「当事者宣言をしたなら、当事者が立ち現れる」という期待された効果とは逆の効果が帰結するのだから。

このように期待を裏切る動きもすることを「予想」して「宣言」が活用されていることもあるのである。このように、命題論理的には、常識的に予想される命題だけが成立するのではなく、当該命題の逆や裏が生じて、真になる場合もあることを「ダイナミズム」という用語で表したのであった。

4 第2回目の回答：「人権社会学」という回答

Amazon の宣伝文による第1回目の回答でも、一般読書人に対して、ある程度は『〈当事者宣言〉の社会学』の価値をアピールすることができるだろう。しかし、理論的にはどう読んでも「社会学中心」の議論である。「当事者宣言」という現象の謎解きである点で一般読書人の関心は惹くだろうが、それだけなら、一過性の注意喚起に過ぎないことになってしまう。いったい「当事者宣言」の社会学的研究をまとめて読むことで、どのような認識利得があるのかを、もっと総合的に表現するキーワードが必要であった。

両編者は、この問題に関して何往復もメールを取り交わし、5文字のキーワードに到達した。「人権社会学」である。

「社会学」的に扱われないとき、「人権」は、普遍的なものとして扱われがちである。しかし、人権を社会学によって扱うとき、「人権」は、時代や地域によって違うものとして、あるいは、ある人々には支援／承認されるけれども、ある人々には支援／承認されな

いようなものとして扱われる。つまりは、「変化」と「多様性」の相によって「人権」を捉えるとき「人権」は「社会学化」するのである。

たとえば、アメリカ社会学会内には、「セクション」のひとつとして「人権社会学」があるが、その自己紹介サイト (<https://asahumanrights.wordpress.com/about-us/>) においては、「人権社会学」は以下のように解説されている。邦文（本稿筆者訳）のあとに英文を付けて提示しよう。

[アメリカ社会学会の] 人権社会学セクションは、人権に関する学問や教育や実践への、クリティカルで、学際的で、国際的な関与を促進・支援するとともに、社会学的な企画への人権的アプローチを奨励しようとしています。人権社会学は、世界における人権の実現を最も完全にサポートするような社会構造や関係や実践はもちろんのこと、人権の歴史や制度や言説や未来についての社会的、政治的、文化的、比較的な成り立ちを理解する学術的かつ人間的な追求として、広くかつ包括的に捉えられています。

(以下略)

(なお、[] 内は本稿筆者による補記である)

The Section on the Sociology of Human Rights seeks to promote and support critical, interdisciplinary, and international engagement with human rights scholarship, teaching and practice, as well as to foster human rights approaches to the sociological enterprise. The Sociology of Human Rights is conceived broadly and inclusively as a scholarly and human pursuit of understanding the social, political, cultural, and comparative construction of human rights histories, institutions, discourses, and futures as well as the social structures, relations, and practices that will most fully support the realization of human rights in the world.

(アメリカ社会学会, n.d.)

「人権社会学」の目的が、世界における人権の実現であるというトーンが強くて、そこに隠れてしまいそうだが、人権というものを「歴史性」をもったもの、「比較」可能なもの（したがって、多様なもの）として扱っていることは明らかである³⁾。

そこで、我々編者は、『〈当事者宣言〉の社会学』に「人権社会学」的背景を与えることにした。その結果できあがったのが、添付のチラシ（資料1）である⁴⁾。

このチラシでの惹句は下記の通り。

- 01 「みんなが違う」時代の「新しい人権」とは何か？
- 02 人権思想は、ふつうの人間として生きていくために必要なものを求めてきた。
- 03 「ふつう」とは何か…ありふれた、でも答え難い問いを考えているうちに、
- 04 現実には、それを超えて進んでいる。

- 05 みんなにとっての必要を考えるほど、「わたしは違う」の声がこだまする。
- 06 耳を傾けてみると、その声は豊かで、しかもアンビバレントだ。
- 07 一度、この刺激的な「わけのわからなさ」に身を浸してみよう。
- 08 「みんなちがって、みんないい」を超えて
- 09 同一性ではなく、多様性に基づく「新しい人権」のすがたを描き出す
(『〈当事者宣言〉の社会学』チラシ 人権社会学版の文章, 行番号付)

つまり、『〈当事者宣言〉の社会学』の本の内容を、「多様性に基づく『新しい人権』がいったいどのように現れようとしたり、現れようとしなかったりしているか」というものとして、紹介していこう、という方針を立てたのである。もし、本書をそのように読むことができるのならば、それは読者にどのような新しい認識利得をもたらすことだろうか。上記のチラシ文から、簡単に読み取ってみよう。

まず、01行目「新しい人権」の中には、「みんなが違う」時代に対応したものがあるはずだ、という見通しが提供されている。ついで、02行目「人権思想」と多様性志向がずれる可能性があることが指摘されている。そのうえで、おそらくは高森明の「アブノーマライゼーション宣言」等が想起されることになるだろうけれども、他の一般的な人間の欲望とは違う欲望を前提とした「人権」が必要であるはずだ、という認識が示されている。結論として「同一性ではなく、多様性に基づく」「新しい人権」を描いた本という、本書への新しい位置づけが提供されている。

このチラシの惹句のような「詩的」な表現を、もう少し散文化すると以下の5つの方針のようにまとめ直すことができる。

＝『〈当事者宣言〉の社会学』チラシ 人権社会学版提示の人権社会学の5特徴＝

- ① 人権に関わる議論の範囲を広げる (例: 人間世界に適合するという目標を置かない)
- ② 人権の議論の種類を多様化する (例: 未来社会の人権を論じる)
- ③ 複雑さにひるまない (例: 「わたしのフクシ。」における促されていることの複雑さ)
- ④ 背理法的推論を安易に用いない (例: 「見えない障害バッジ」は何を推奨しているのか)
- ⑤ 非・同化主義の徹底を試みる (例: 「アブノーマライゼーション宣言」ほか)

つまりは、「人権社会学」的思考をすることで、「人権」を充実させたり、「人権」の抑圧性を自覚しやすくなったりすることがある、ということである。アメリカ社会学会の「人権社会学セクション」の主張に引きつけてこの部分を解説するのなら、「人権の歴史や制度や言説や未来についての社会的、政治的、文化的、比較的な成り立ちを理解する」態度を取るということは、つまり「人権」を天賦の普遍的なものとは考えずに、社会学的な多様な存在として扱うということである。

ここまで来ると、上記の5特徴の中の第4の特徴「背理法的推論を安易にもちいない」の当然さと重要性が見えてくる。特定の人権について、その普遍的適用性を疑う以上、「ある人間X」には有用な「ある人権A」が「別のある人間Y」には、「人権」として適用できないという状況（状況ア）が発生しても不思議ではなくなる。「人権」の「普遍性」を信じているとこの「状況ア」の可能性に思い至らないが、「人権社会学」をやると思い至るのである。

背理法を考えることが有効なのは、人権普遍主義者は、しばしば以下のような推論をするからである。証明しようとする命題をたとえば、以下のように考えたとして、「すべての人間 α には、すべての人権が好ましいものである」（命題P）

この命題は、人権普遍主義者によって背理法で以下のように証明される。

まず、命題Pが偽であることを仮定する。たとえば、「ある人権擁護行為Aが、ある個人Xには好ましくないことがある」（命題Q）が成り立つことを仮定する。そうすると、矛盾が生じる（と人権普遍主義者は考える）。たとえば、命題Qは「人権は人間の権利なので、人間である以上、不要にはならない」（命題R）と矛盾する。だから、命題Qは誤りであって、命題Pが証明される。

高森明の「アブノーマライゼーション宣言」は、この背理法が説得力があることを利用している。つまり「人間」の範囲内での話ならば、背理法によって、命題Pが成り立つかも知れないが、それは、人間外生命体である「異邦人」や「変異体」には当てはまらないのである。

あるいは、「わたしのフクシ。」における「見えない障害バッジ」普及運動も、背理法に関係した運動的プレゼンテーションとして解釈可能である。すなわち、「見えない障害バッジを付けている人間は障害を抱えている」という（命題P）を証明すべき命題であると考え、と考えると、「見えない障害バッジを付けている人間なのに、障害を抱えていない人がいる」（命題Q：命題Pを偽とする命題）が矛盾に逢着すれば、元の命題Pが証明されることになる。しかし、端的に、命題Qは矛盾に逢着せずに、成り立ってしまうのである。「見えない障害バッジ」には「障害者用」と「支援者用」の両方があるからである。つまり、「わたしのフクシ。」という新しい運動体の新しい人権思想は、命題Pが運動のシンプルな目標ではないことを、「バッジ」の形状と、誰に渡すのかという渡し方のなかに埋め込んであるのである。そのことが、「背理法」が容易に成立しないことのなかに埋め込んであるのである。

背理法は「カテゴリー」の安定性に依存した思考法なので、カテゴリーに結びついた社会運動においては、背理法による証明が敵になったり、あるいは、問題に気づく契機になったりするるのである。

5 おわりに

本論文では、時系列的に『〈当事者宣言〉の社会学』に関わる事象を追いかけながら、本を出版することの意義の最大化を目指して、編者が「人権社会学」というとりあえずの出口に出会っている、ということを解説した。

具体的には、まず、同書の意義に関わる第1のポイントとして、従来知られていたメカニズムとはちがって、「主体」と「宣言」の順序が逆の場合もあること、すなわち、「宣言」という「当事者カテゴリーを可能にする活動」が先行する場合もあることに言及していることをあげた。ついで、同書の意義に関わる第2のポイントとして、「人間をめぐる言葉とカテゴリーのダイナミズム」を描けていることに言及した。「ダイナミズム」とは単に「動的であること」という意味ではない。期待させておきながら、期待をわざと裏切るような、「覚醒作用」と呼べるような水準のものも含まれている。この水準は「人権社会学」の学的議論として展開することによって、さらに充実した意義を帯びることが予想され、そこから、欧米圏の「人権社会学」の研究状況の簡単な解説を行った。

なお、「人権社会学」が日本ではほとんど使われていない用語であること理由の解明等は、次稿で行っていきたいと考えている。また、『〈当事者宣言〉の社会学』には、もちろん「人権社会学」という枠でくくれるのとは違った意義も存在しているが、その一方で、「人権社会学」としての見直しで意義が増大する部分もまだまだ含まれているように思われた。この点も次稿で取り組んで行く対象である、ということとなる。

【注】

- 1) 5人の登壇者の氏名と所属（当時）は、下記の通り。広瀬浩二郎（国立民族学博物館）、高森明（発達障害当事者）、杉野昭博（首都大学東京）、小宮友根（東北学院大学）、上野千鶴子（立命館大学）。
- 2) この「くくり」的感覚については、樫田と小川伸彦先生との打ち合わせ時に、近森（2014）に依拠して、たいへん現代的な感覚であるという合意に達したことが懐かしい。
- 3) 人権社会学という用語は、国内ではほとんど用いられていないようである。例外として、木村（2016）のような法学者による用例が散見される。「社会学的人権論」あるいは「人権の社会的考察」という言い回しなら、小林直樹（2002）の第5章第2節にある。海外では、教科書も論文も多く出されている。たとえば（Brunsma, Smith&Gran 2015）等がある。しかし、最新の研究動向の把握にまで、まだ至っていない。次稿を期したい。
- 4) 次の【資料1】の通り、『〈当事者宣言〉の社会学』のチラシ（人権社会学版）は、デザイン重視で作成されているが、文字列にも気を遣っている。



「みんなが違う」時代の「新しい人権」とは何か？

人権思想は、ふつうの人間として生きていくために必要なものを求めてきた。

「ふつう」とは何か……ありふれた、でも答え難い問いを考えているうちに、

現実には、それを超えて進んでいる。

みんなにとっての必要を考えるほど、「わたしは違う」の声がこだまします。

耳を傾けてみると、その声は豊かで、しかもアンビバレントだ。

一度、この刺激的な「わけのわからなさ」に身を浸してみよう。

「みんなちがって、みんないい」を超えて

同一性ではなく、多様性に基づく「新しい人権」のすがたを描き出す

〈当事者宣言〉の社会学

言 梶 田 美 雄 ・ 小 川 伸 彦 編 ・ 東 信 堂 (2 0 2 1)
り ゴ ー



【資料1】『〈当事者宣言〉の社会学』のチラシ（人権社会学版）

【参考文献】

- アメリカ社会学会, n.d. 「人権社会学」セクションサイトにおける解説, (2021年3月20日閲覧, <https://asahumanrights.wordpress.com/about-us/>) .
- Austin, J.L. 1962, *How to Do Things with Words*, Oxford University Press. (坂本百大訳, 1978, 『言語と行為』大修館書店.)
- Blau, Judith & Mark Frezzo (eds.), 2012, *Sociology and Human Rights: A Bill of Rights for the Twenty-First Century*, Sage Publications.
- Brunsmas, D.L., Keri E. Lyall Smith & B.K. Gran, 2015, *Expanding the Human in Human Rights: Toward a Sociology of Human Rights' Paradigm*, Paradigm Publishers.
- 近森高明, 2014, 「タグづけされる世界と「くくり」の緩やかな秩序」『ソシオロジ』59(2): 93-100.
- 広瀬浩二郎, 2009, 『さわる文化への招待——触覚でみる手学問のすすめ』世界思想社, 192-194.
- 檜田美雄・小川伸彦, 2021, 『〈当事者宣言〉の社会学』Amazon サイト内広告文, (2021年3月30日閲覧, <https://www.amazon.co.jp/%E5%BD%93%E4%BA%8B%E8%80%85%E5%AE%A3%E8%A8%80-%E3%81%AE%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E5%AD%A6%E3%83%BC%E8%A8%80%E8%91%89%E3%81%A8%E3%82%AB%E3%83%86%E3%82%B4%E3%83%AA%E3%83%BC-%E4%B8%8A%E9%87%8E-%E5%8D%83%E9%B6%B4%E5%AD%90/dp/4798916544>) .
- 檜田美雄・小川伸彦編, 2021, 『〈当事者宣言〉の社会学——言葉とカテゴリー』東信堂.
- 木村晴美・市田泰弘, 1995, 「ろう文化宣言——言語的少数者としてのろう者」『現代思想』23(3): 354-362. →1996, 『現代思想』24(5): 8-17.
- 木村光豪, 2016, 「移行期のカンボジアにおける人権と社会, 文化——『人権のヴァナキユラー理論』の構築に向けて」(関西大学学術リポジトリ) .
- 小林直樹, 2002, 『憲法学の基本問題』有斐閣.
- 杉野昭博, 2021, 「障害ソーシャルワークの視点から見た障害者運動の主張——「障害受容」と「当事者宣言」」檜田・小川編『〈当事者宣言〉の社会学——言葉とカテゴリー』東信堂, 55-77.
- 高森明, 2008, 「アブノーマライゼーション宣言——異邦人および変異体のための問題提起集」(ブログ「グレーゾーン学とアブノーマライゼーション」掲載記事, (2014年10月10日閲覧, http://uramonken.at.webry.info/200810/article_1.html) .

(以上, 筆者名アルファベット順)

【編集後記】『現象と秩序』第14号をお届けします。この度、投稿規定・執筆要領の改訂をおこないました。本誌では創刊以来、すべての論考について編集委員の査読を経て掲載してきましたが、その旨を明示しました。詳しくは本誌73～76頁に掲載されている「投稿規定・執筆要領」をご確認ください。

さて、今回も方法・内容ともに多種多様な論考が掲載されています。

第1論文のテーマは「試着」。近年ではヴァーチャルな試着も部分的に可能になっていますが、そもそも私たちは衣服をどのように着ているかをビデオ・エスノグラフィーの手法で分析する重要性に気づかせてくれます。第2論文のテーマは「セクシャル・ハラスメント」。性被害のなかでもある意味で特殊なこの現象を定義づけることの難しさを、「公／私」「客観／主観」を区別する認識の問題から切り込み、被害者の語りがそうした認識の問題を乗り越える「戦術」的な抵抗となりうる点を示しています。第3論文のテーマは「ヒアリング・ヴォイシズ運動」。日本における同運動の輸入過程で生じた説明の変化をつぶさに追いながら、聴声当事者へのスティグマ付与に抗するパッシングと、一貫した当事者利益の可能性が見出されています。第4論文のテーマは「罵り言葉」。大阪方言における罵りの意を持つ助動詞の違いを待遇表現の観点から読みとくことで、たんに言葉自体の強さだけでなく関係性における意味の違いを明らかにした論考です。第5論文のテーマは「人権社会学」。『〈当事者宣言〉の社会学』（2021年、東信堂）を、日本ではまだ馴染みのない「人権社会学」の書として読むと、どのような視座が拓かれてくるかが考察されています。

いずれも日常生活に気づきをもたらしてくれる論考です。ぜひご堪能ください。（H.Y.）

『現象と秩序』編集委員会（2021年度）

編集委員会委員長：堀田裕子（愛知学泉大学）

編集委員：樫田美雄（神戸市看護大学）、中塚朋子（就実大学）

編集幹事：川上陵哉（神戸市外国語大学）

編集協力・印刷協力：村中淑子（桃山学院大学）

『現象と秩序』第14号 2021年 3月31日発行

発行所 〒651-2103 神戸市西区学園西町 3-4

神戸市看護大学 樫田研究室内 現象と秩序企画編集室

電話・FAX) 078-794-8074（樫田研）、e-mail: kashida.yoshio@nifty.ne.jp

PRINT ISSN : 2188-9848

ONLINE ISSN : 2188-9856

<http://kashida-yoshio.com/gensho/gensho.html>